

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第47号）

1 審査請求の対象となった本県公開請求の対象文書
苦情受理票（令和元年10月1日受理のもの）

2 本県公開請求に対する処分の内容
保有個人情報一部開示決定

3 担当課（所）
石川県警察本部警務部監察課

4 審査請求の経緯

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) R1.11.27 開示請求 | (4) R1.12.27 諒問 |
| (2) R1.12.2 処分決定 | (5) R2.7.3 答申 |
| (3) R1.12.11 審査請求 | |

5 諒問に対する審査会の判断結果

本件開示請求に対して行った保有個人情報一部開示決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第14条第3号 (開示請求者以外の個人情報)	<p>審査請求人は、審査請求書において「知りたい権利を侵害されている。」と主張するが、公務員の職務遂行に関する情報であっても、当該公務員の氏名については保護の対象であり、本号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する場合に開示することとされている。</p> <p>この点、県が作成し、一般に販売している石川県職員録においては、警察職員の職位が「警部補」、「巡査部長」、「巡査」である警察職員は掲載されていない。実施機関は、その理由を「警察職員は、被疑者等と直接対峙する機会が多く、氏名等の開示により、本人やその家族に脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれがあり、この機会が格段に多いのは警部補（同相当職）以下の警察職員であるため」としており、類似の事案に関する判例に照らしても、この説明に何ら不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>したがって、当該警察職員の氏名は本号ただし書イには該当せず、本件処分につき、警部補の氏名及び決裁欄のうち係長欄に押印された印影を不開示とした実施機関の判断は妥当である。</p>

6 審議経緯
審査会2回

(別紙)
答申第47号

答申書

令和2年7月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求につき、一部不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和元年11月27日に次の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（開示請求の内容）

令和元年10月1日に届出た預り証を出さない事に対する書面提出の苦情処理について、苦情処理票を見たい。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が記載された公文書を特定し、令和元年12月2日に条例第15条第1項の規定に基づく部分開示を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり一部開示しない理由を付して審査請求人に通知した。

（開示しない理由）

条例第14条第3号に該当

あなた以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される情報であるため。また、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は慣行として公にしていないため。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年12月11日に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 質問

石川県公安委員会は、令和元年12月27日に、条例第37条第1項の規定に基づき、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求につき、質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分により不開示に関する部分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由要旨

審査請求人が審査請求書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

なお、審査請求人は、実施機関の弁明に対する反論を行わなかった。

石川県警察本部長（以下「県警本部長」という。）から、本件処分を受けた。県警本部長は、不開示の理由を第三者の個人情報であるためとしている。本件処分により、審査請求人は知りたい権利を侵害されている。

令和元年10月1日付で申し出た苦情の書面を、監察課の担当は、当該警察官又はその部署へ回してあるとの話しあつたが、実際には、苦情文書は回されていなかった。その回していなかった当事者が、本件処分により不開示とされている人間であると思われる。個人の職責を明確にすべき、職責と仕事のミスを認める上でも開示は必要である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

条例第14条第3号は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できるものを不開示としている。本件不開示箇所は、これに当たり、開示請求者以外の特定の個人が識別できるものに該当する。

条例第14条第3号ただし書の該当性については、ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、開示対象としているが、石川県警察では、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は慣行として公にしていないことから、ただし書イには該当しない。また、ただし書ロ、ハに関する情報でないことは明らかである。

なお、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名を慣行として公にしていない理由としては、警察職員は、被疑者等と直接対峙する機会が多く、氏名等の開示により、本人やその家族に脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれがあり、この機会が格段に多いのは警部補（同相当職）以下の警察職員であるためである。

一方、警部（同相当職）以上の警察職員は、警部補（同相当職）以下の警察職員を監督する責任があり、組織的な説明責任を果たす立場にあることから、情報開示を求める利益との調整の観点からこれを開示している。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取り扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して以下のとおり判断する。

2 本件開示請求に係る対象文書について

本件開示請求に係る対象文書は、令和元年10月1日に審査請求人が石川県警察本部県民

支援相談課において申し立てた苦情に関する内容及びその処理方針等が記載され、県警本部長の決裁を受けた「苦情受理票」である。

本件処分では、条例第14条第3号の規定に基づき、審査請求人の苦情を受理した警部補の氏名及び苦情処理票の決裁欄のうち、係長欄に押印された警部補（同相当職）以下の警察職員の印影が不開示とされている。

3 具体的な判断及びその理由

条例第14条第3号（以下「本号」という。）は、本文前段に「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報と規定したうえで、個人の権利利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上開示する必要性の認められるものについて、ただし書イ、ロ、ハを定め、例外的に不開示情報から除くことを規定している。

ただし書ハは、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、「石川県個人情報保護条例の解釈運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）において、「開示した場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、ただし書イに該当する場合には、開示するものである。」としている。

すなわち、当該公務員の職及び氏名が、ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」である場合には、「職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とならないことになる。」としている。

その上で、解釈運用基準においては、「慣行として開示請求者が知ることができるかどうかの判断に当たっては、（略）現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。」としている。

審査請求人は、審査請求書において「知りたい権利を侵害されている。」と主張するが、上述のとおり、公務員の職務遂行に関する情報であっても、当該公務員の氏名については保護の対象であり、本号ただし書イに該当する場合に開示することとされている。

この点、県が作成し、一般に販売している石川県職員録（令和元年6月現在）においては、警察職員の職位が「警視長」、「警視正」、「警視」、「警部」である場合には、その者の職及び氏名を掲載しているが、「警部補」、「巡査部長」、「巡査」である警察職員は掲載されていない。

実施機関は、弁明書において、その理由を「警察職員は、被疑者等と直接対峙する機会が多く、氏名等の開示により、本人やその家族に脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれがあり、

この機会が格段に多いのは警部補（同相当職）以下の警察職員であるため」としており、類似の事案に関する判例に照らしても、この説明に何ら不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該警察職員の氏名が、法令等の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも当たらないうえ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と解することはできないことから、本号ただし書イに該当しない。

よって、本件処分につき、警部補の氏名及び決裁欄のうち係長欄に押印された印影を開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「職責と仕事のミスを認める上でも開示は必要である。」と主張するが、当審査会は、これを理由に開示・不开示を判断する立場ではなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	处 理 内 容
令和元年 12月 27日	諮問を受けた。(諮問石公委第114号)
令和2年 2月 25日 (第47回審査会)	第1回審議を行った。
令和2年 6月 10日 (第49回審査会)	第2回審議を行った。